

○浜田市いじめ防止対策推進条例

平成26年12月19日

条例第38号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第8条）
- 第3章 いじめ問題対策連絡協議会（第9条—第11条）
- 第4章 いじめ防止対策推進委員会（第12条—第14条）
- 第5章 いじめ問題調査委員会（第15条—第17条）
- 第6章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市のいじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 浜田市立小中学校条例（平成17年浜田市条例第90号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、法第3条に定めるもののほか、いじめの問題の解決に当たり、いじめを受けた児童等の心情及びいじめを行った児童等がいじめを行うこととなった背景を踏まえ、迅速かつ的確に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及びその保護する児童等が在籍する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

(いじめ防止基本方針)

第8条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための具体的な対策に関する事項

(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）への対処に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関し必要な事項

第3章 いじめ問題対策連絡協議会

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第9条 法第14条第1項の規定に基づき、浜田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（連絡協議会の所掌事項）

第10条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。

(2) 基本方針に定める内容の点検及び見直しに関すること。

（連絡協議会の委員等）

第11条 連絡協議会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市の職員

(4) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4章 いじめ防止対策推進委員会

（いじめ防止対策推進委員会の設置）

第12条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、浜田市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（推進委員会の所掌事項）

第13条 推進委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について調査審議する。

2 推進委員会は、学校において重大事態が発生した場合には、法第28条第1項に規定する組織として、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 推進委員会は、第1項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

（推進委員会の委員等）

第14条 推進委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第5章 いじめ問題調査委員会

(いじめ問題調査委員会の設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、浜田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(調査委員会の所掌事項)

第16条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定による調査（以下「再調査」という。）を行う。

(調査委員会の委員等)

第17条 調査委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る再調査が終了する日までとし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略